

国民健康保険の高額療養費が現物給付化されます

70歳未満の方の入院等での高額療養費の支払いが自己負担限度額までとなります

平成19年4月から70歳未満の方の入院等に係る高額療養費が現物給付化されます。

今まで、病院の窓口で全額支払っていた国民健康保険被保険者負担分の医療費が自己負担限度額までの支払いですむようになります。入院等により医療費が高額となる方は、次により役場に申請して限度額適用認定証の交付を受けてください。

なお、国民健康保険税の滞納が

例) 医療費が50万円かかった場合の病院窓口での支払額(一般世帯の場合)
 ◎限度額適用認定証を交付された場合(平成19年4月1日～)

世帯負担区分	病院窓口での支払額(自己負担限度額)	高額療養費の申請手続きは不要
一般世帯	82,430円	

◎限度額適用認定証を交付されない場合

世帯負担区分	病院窓口での支払額	高額療養費の申請により後日戻る金額
一般世帯	150,000円	67,570円

上記のように限度額適用認定証が交付されると自己負担額までの支払いとなり、高額療養費支給の申請は必要ありません。

なお、高額療養費支給対象額には、入院時食事代や差額ベッド代など保険適用外のもの含まれません。

自己負担限度額一覧(平成18年10月1日～)

世帯区分	過去12ヵ月以内の高額療養費の支給回数	
	1～3回	4回以上
上位所得者世帯	150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%	83,400円
一般世帯	80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

ある世帯については、従来どおり自己負担額をいったん全額病院へ支払うこととなります。

《受付場所》

小野町役場町民生活課

《持参するもの》

保険証・印鑑

《受付期間》

平成19年4月1日より

◆問い合わせ

町民生活課 ☎72-6933

国民年金コーナー

遺族厚生年金の支給方法が変わりました

平成16年度の年金制度改革により、平成19年4月から遺族厚生年金の支給方法が変わりました。

高齢期の遺族配偶者に

対する遺族厚生年金と

老齢厚生年金の併給

遺族となった65歳以上の妻に対する年金給付について、妻自身が納めた保険料をできるだけ給付額に反映されるよう、本来受給できる年金額は全額支給し、制度改革前の支給額との差額を遺族厚生年金として支給するようになります。

(別表1)

若年期の妻に対する

遺族厚生年金の見直し

30歳未満の妻(18歳未満の子のない方)に対する遺族厚生年金については、若年層の雇用条件の格差の縮小の動向をふまえ、5年間の有期給付となりました。

(別表2)

◆問い合わせ

郡山社会保険事務所

☎024-932-3917

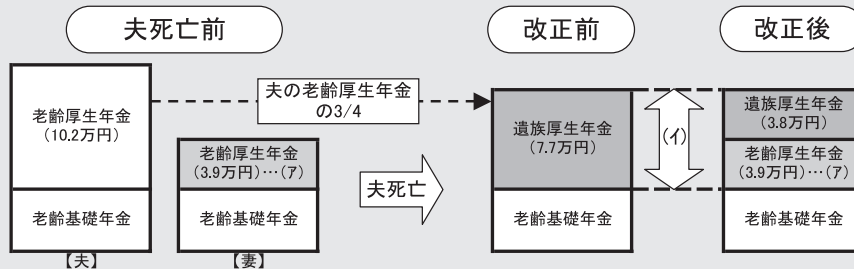
町民生活課

☎72-6933

別表1

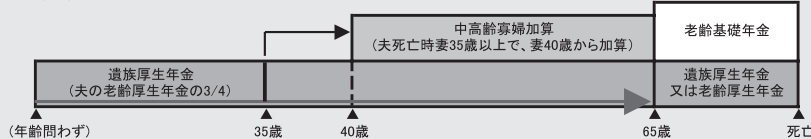
【妻の老齢厚生年金は3.9万円、夫の老齢厚生年金は10.2万円の場合】

- 妻自身の老齢厚生年金(7)は全額支給する。
- 改正前の遺族に対する年金給付の水準(4)を(7)と比較し、(7)の方が小額の場合は差額を遺族厚生年金として支給する。



別表2

改正前



改正後

